

『'16～'17年版 F P 技能検定教本 2級 3分冊 タックスプランニング』

正誤表

該当箇所	誤	正
<p>46 ページ 上から 2 行目から 6 行目</p>	<p>なお、その年の特定支出の額の合計額が、次の区分に応じてそれぞれ定める金額を超える場合は、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与等の収入金額が 1,500 万円以下の場合： その年中の給与所得控除額の 2 分の 1 に相当する金額 ・給与等の収入金額が 1,500 万円以下の場合： 125 万円 	<p>なお、その年の特定支出の額の合計額が、給与所得控除額の 2 分の 1 を超える場合は、その超える部分の金額を給与所得控除後の給与所得の金額から差し引くことができる。</p>

以上